

パーキングパーミット制度の導入状況について

1 全国の導入状況について

平成18年に佐賀県で導入されて以来、全国で導入され、令和元年11月時点で、38府県で導入されている。

2 利用対象者について

(1) 本県の対象者について

利用証の対象者は、「車いす使用者用駐車施設使用規則」により、以下のとおり定めているところ。

- ・ 身体障がい者（障がいにより対象となる等級を設定）
- ・ 精神障がい者（精神保健福祉手帳 障がい区分1級）
- ・ 知的障がい者（療育手帳 障がい等級A）
- ・ 難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証）
- ・ 高齢者（要介護1～5）
- ・ 妊産婦（出産予定日前後12週）
- ・ けが人その他（医師診断書により歩行困難が認められる方）

(2) 「妊産婦」の対象期間の状況（地域福祉課調べ）

妊産婦の対象期間について、他県と比較して短いので延長する必要があるとの意見があり、御意見を伺うものです。

期間の設定については、制度を開始する際、先行他県の例を参考とし、「ひとにやさしいまちづくり推進協議会」において、御意見を伺うなどし、決定した経緯があります。

期間の開始

	母子手帳 取得時～	産前 4か月～	妊娠 7か月～ (※)	計
自治体数	12	1	25	38

※ 佐賀県は、多胎児の場合は、妊娠6か月～産後1年半までとしているもの。

○ 母体保護のほか、子育て支援の視点や、母子手帳交付と併せて制度の周知を図ることができることから、「母子手帳取得時」とすることが考えられること。

期間の終期

	～産後3か月 (※)	～産後6か月	～産後1年	～産後1年半	～産後 1年半以上	計
自治体数	16	3	12	5	2	38

○ 子どもが、乳児の間として、「産後1年」とすることが考えられること。